

ファミリー・サポート事業

＜会員の手引き＞



社会福祉法人 座間市社会福祉協議会

ファミリー・サポート事業

住所：座間市緑ヶ丘一丁目2番1号

サニープレイス座間 2階

TEL:046-266-2003

FAX:046-266-2009

Mail : fami-sapo2003@zamashakyo.jp

R8.9改訂

目次

【事業説明】

1. ファミリー・サポート事業について	2
2. 援助活動の内容について	2
3. 活動時間について	3
4. 活動場所について	3
5. 援助活動の流れについて	4
6. 利用料金の支払い	7
7. 注意事項について	9

【保険・緊急時等の対応】

8. 補償保険について	10
9. 発災時の活動について	10
10. ケガ・救急時の対応について	11
※安全チェックリスト	16
11. 虐待の対応について	17

【会員手続き】

12. 会員登録の取消、退会について	18
--------------------------	----

本冊子について(お願い)

- 本冊子は、ファミリー・サポート事業について、とても重要なことを記載しています。会員（利用会員及び協力会員）の皆様方におかれましては、必ず一読いただき、ご理解の上、本事業のご利用並びにご支援の程、よろしくお願いいたします。
- 本冊子は、必要に応じて更新を行いますが、お手元に大切に保管願います。

1. ファミリー・サポート事業について

ファミリー・サポート事業は、「子育てを応援してほしい人」と「子育てを応援したい人」が、地域の中で育児の相互援助活動を行う制度です。

・利用会員（子育てを応援してほしい人）

市内に在住し、生後 3 カ月から小学校 6 年生までのお子さんの保護者で育児の援助が必要な方

・協力会員（子育てを応援したい人）

市内に在住している心身ともに健康な 20 歳以上の方

・ファミリー・サポート事務局（社会福祉法人 座間市社会福祉協議会）

利用会員と協力会員の管理や相互援助活動の調整



座間市社会福祉協議会
マスコットキャラクター

2. 援助活動の内容について

- ・保育園、幼稚園、小学校及び児童ホームの開始前、お子さんを預かること
- ・保育園、幼稚園、小学校及び児童ホームの終了後、お子さんを預かること
- ・保育園、幼稚園、小学校及び児童ホームまで、お子さんを送迎すること
- ・利用会員が通院、病気、出産、休息等の場合、お子さんを預かること
- ・利用会員が学校行事、地域活動、冠婚葬祭で外出が必要な場合、お子さんを預かること

※座間市内のみの活動となります（市外への活動はしていません）

援助できない活動

- ・お子さんの宿泊を伴う活動
 - ・お子さんが病気の時の活動
 - ・急な援助活動や保育以外の活動 など
- （例）学級閉鎖によるお子さんのお迎え
お子さんと買い物、調理、入浴を行う
お子さんに服薬する、薬を塗布する



3. 活動時間について

6:30~21:00

※原則として、年末年始（12月29日～1月3日）は活動しません

4. 活動場所について

お子さんの預かり場所は、原則として協力会員の自宅です

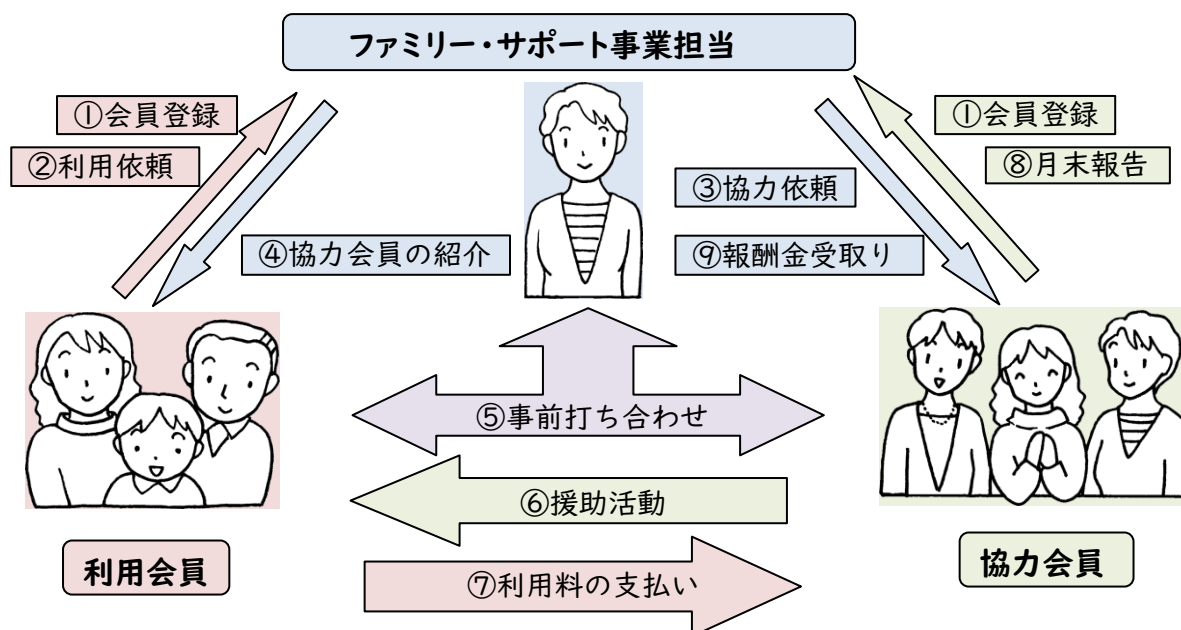
※利用会員と協力会員で了承が得られた場合、お子さんの安全が確保できる場所

（利用会員の自宅、児童館、子育て支援センター等）での預かりも可能です。

ただし、不特定多数のお子さんがある公園や商業施設や公園では預かりできません。



5. 援助活動の流れについて



① 会員登録【利用会員・協力会員】

・利用会員

所定の申込書によりいつでも入会することができます。

・協力会員

ファミリー・サポート事務局が実施する協力会員講習会（3 日程度）を受講後、入会することができます。

登録情報の更新

登録した会員情報に変更が生じた場合は、ファミリー・サポート事務局（電話：046-266-2003）又はLINEで御連絡ください。

ひとり親家庭等向けの割引制度（利用会員向け）

「児童扶養手当証」または「ひとり親医療証」をお持ちの利用会員は、利用料金を割引します。ファミリー・サポート事務局に手当証等の写しを御提出下さい。

※写しの提出後に割引します。また、手当証等の有効期限が切れた場合は通常料金となりますので、再度割引を受ける場合は、有効期限内の手当証等を改めて御提出ください。

② 利用依頼【利用会員】

利用会員は、援助を受けたい日時や活動内容が明確になった場合、ファミリー・サポート事務局に利用を申し込みます。

お受けできないことも

ファミリー・サポート事業は、ベビーシッターではなく、協力会員が対応できる地域・時間の中で、子育てをお手伝いするものです。

そのため、利用会員が活動を希望する地域・時間で、紹介できる協力会員が見つからない場合もあるので、ご注意ください。

※事業の趣旨をご理解いただけない場合、ご利用をお断りさせていただく場合がございますので、ご了承ください。



③ 協力依頼【協力会員】

協力会員は、ファミリー・サポート事務局から申込内容に関する連絡を受け、援助出来る場合は、ファミリー・サポート事務局に連絡します。

④ 協力会員の紹介【利用会員】

ファミリー・サポート事務局が、援助活動を行う協力会員を紹介します。

協力会員の紹介は一人まで

公平性を期するため、利用会員1人に対し、原則2人以上の協力会員を紹介していません。

⑤ 事前打ち合わせ【利用会員、協力会員】

ファミリー・サポート事務局が立ち会いのもと、両会員の紹介や援助活動に関する事前調整を行います。

お子さんとの顔合わせ

事前打ち合わせは、援助活動の対象となるお子さんと協力会員の顔合わせも含まれますので、利用会員はお子さんをお連れ下さい。

⑥ 援助活動【利用会員、協力会員】

協力会員は、事前顔合わせて両会員が同意した内容に基づき、援助活動を行います。

援助活動に当たって（利用会員向け）

- ・事前打ち合わせで同意した活動内容以外を要求しないでください。
- ・協力会員から緊急の連絡を行う場合もあるので、援助活動時間中は連絡が取れる態勢でいてください。
- ・食事・おやつや飲み物（ミルク、調乳用のお湯）、オムツ等が必要な場合は、利用会員自身で用意してください。やむを得ず、ご用意ができない場合、協力会員に相談をしてください。調達せざるを得ない場合、利用会員は実費を支払ってください。
- ・ご支援日に悪天候（雪など）により危険が予想される際は、送迎ができません。また、協力会員が体調不良等で直前キャンセルもあります。
- ・大人の方から大人の方への引き渡しが原則です。

援助活動に当たって（協力会員向け）

- ・食事・おやつや飲み物（ミルク、調乳用のお湯）、オムツ等は、アレルギーの危険もあるので、利用会員が用意した物を使用してください。
- ・援助活動中に事故が発生した場合は、救急対応を行ってください。（P.11 参照）
- ・車での送迎時は、年齢にあったチャイルドシートを使用し、事故を起こさないよう細心の注意を払ってください。また、悪天候（雪など）により危険が予想される際は、送迎をお控えください。



6. 利用料金の支払い

① 【利用会員】

利用会員は、活動後に次の基準で算出した金額を現金で協力会員に支払います。
※会員相互の合意がある場合は、キャッシュレス決済（QRコード決済など）でのお支払いも可能です。
導入・利用・操作に関するサポートや、トラブルが発生した場合の対応について、事務局は一切責任を負いません。

・通常料金（30分単位）

1人目	2人目以降（＊）
450 円	225 円

・ひとり親家庭等向けの割引を受けた場合の料金（30分単位）

1人目	2人目以降（＊）
225 円	110 円

＊同日・同時刻に2人目以降のきょうだいをサポートした場合のみ

利用時間の計算方法

利用時間は、「協力会員がお子さんを預かった時から、利用会員にお子さんを引き渡した時まで」です。利用時間に30分以内の端数が発生する場合は、切り上げて30分で計算します。

なお、事前に取り決めた援助開始時間にお子さんを預かることができない場合（協力会員が待ち合わせ場所で待機している場合）は、利用時間を加算させていただく場合があります。

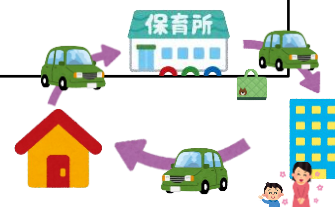
例：習い事の送迎について

協力会員が習い事先で待機する場合は、利用会員と協力会員間の合意のもと、送迎を連続する1つの時間とみなし、待機時間も含めて利用料を計算します。

なお、待機時間中（習い事中）に、協力会員が習い事先でお子さんのお世話をすることはできません。

実費（おやつ代、お車代）の精算

公共交通機関（鉄道やバス、タクシー）を使用する場合や飲食代（おやつ代）を要する場合は実費が、協力会員の自家用車での送迎する場合は事前打ち合わせで取り決めた額が発生します。



キャンセル(予約時間変更含む)の取扱い

援助活動の取消・変更連絡の時間に応じて、次のとおり計算します。

- ・援助開始時間の1時間以上前までの連絡 : 無料
- ・援助開始時間の1時間前から開始時間までの連絡 : 30分の利用料金
- ・援助開始時間後の連絡又は無断取消 : 予定時間の全額

利用料金の精算

利用料金は必ず月末までに精算してください。滞納した場合、翌月から援助活動は行いません。

② 月末報告【協力会員】

協力会員は、援助活動後に事業活動報告書に記入し、月ごとに取りまとめて、翌月7日までにファミリー・サポート事務局に報告します。

③ 報酬金受取り【協力会員】

協力会員は、翌月20日に、ファミリー・サポート事務局から次の基準で算定した金額を受け取ります。(協力会員が事前に指定した銀行口座へ振込)

・報酬金 (30分単位)

1人目	2人目以降(※)
100円	50円

・ひとり親家庭等向けの割引を受けた場合の料金(30分単位)

1人目	2人目以降(※)
325円	165円

※同日・同時刻に2人目以降のきょうだいをサポートした場合のみ

7. 注意事項について

① 利用会員、協力会員向け

- ・ファミリー・サポート事業は、利用会員と協力会員の信頼関係で成り立つ事業です。事業の趣旨を理解し、事前打ち合わせ時の約束を守ってください。
- ・活動中に把握した個人情報、第三者に話さないでください。
- ・不定期の援助活動（再依頼）や活動内容の変更は、必ずファミリー・サポート事務局（電話：046-266-2003）に連絡してください。事務局で把握していない活動については、補償保険が適用されません。

不定期な援助活動の調整方法

利用会員は、事前打ち合わせで同意した内容を改めて依頼する場合、紹介済の協力会員に活動可否を直接確認・相談してください。

そして、双方で調整が済んだ場合、利用会員は、ファミリー・サポート事務局（電話：046-266-2003）にその旨を連絡してください。

② 利用会員向け

- ・協力会員の都合で活動が困難になった場合、ファミリー・サポート事務局で急遽代替りの協力会員を紹介することはできません。両会員間で出来るだけ早い連絡を取り、利用会員が対応してください。
- ・保育園、幼稚園、小学校及び児童ホームへの送迎を依頼する場合、利用会員はお子さんの通う保育園等に『ファミリー・サポート事業』で送迎を依頼する旨を連絡し、事前打ち合わせ時に用意する『協力会員身分証明書の写し』を保育園等に提出してください。
- ・保育園、幼稚園、小学校及び児童ホームの緊急連絡先に、協力会員の連絡先を登録しないでください。



③ 協力会員向け

- ・お子さんを定期的に預かる場合は、安全確保のため、預かり場所を定期的に点検してください。また、災害時に備えて、預かり場所近辺の避難場所を確認してください。
- ・利用会員の了承を得て、お子さんの様子を撮影した場合は、利用会員にデータ送信後に必ずデータを消去してください。
- ・5年に一度、乳幼児救命救急講習、虐待防止及びヤングケアラーに関する講習を再受講してください。※児童虐待防止等に関する宣誓書を年に1回提出してください。



8. 補償保険について

活動時の事故に備えて「ファミリー・サポート事業に関わる団体補償保険」に加入しております。

※事故の内容によっては、責任を負いかねる場合もございますのでご了承ください。

※会員の費用負担はありません。

送迎活動中の自動車事故

援助活動中のケガであるため『傷害保険』は適用されますが、本保険の中に自動車保険は含んでいないため『賠償責任保険』は適用されません。

したがって、協力会員やお子さんの通院費等は保険が適用されますが、事故相手方のケガへの補償や相手方車両などの物損への補償、協力会員の自家用車の修理に対して保険が適用されませんので、御注意ください。

9. 発災時の活動について

次の表に記載する災害に該当する場合は、二次災害が予想されるため、発災後（発令後）24時間以内に予定・開始する援助活動はすべて中止します。

キャンセル料金は不要ですが、利用会員が対応してください。

例：お迎え時間前に発災した場合、協力会員はお迎えを行いません。

【支援中止となる災害】

地震	震度5弱以上のとき
津波・火災	お子さん及び会員の安全を脅かす危険があるとき
台風・大雨・大雪等	警報が発令されたときや見込まれるとき
その他	通常の運営では対応ができない危険が発生したとき

活動中に地震があった場合

- ・預かっているお子さんと避難し、安全を第一に行動してください。
- ・利用会員に安否・居場所を連絡してください。
- ・お子さんを確実に利用会員へ引き渡して下さい。
- ・利用会員にお子さんを引き渡すまでが援助活動となりますので、引き渡し時間（活動時間）に応じた利用料金が発生します。



10. ケガ・救急時の対応について

① ケガ・救急時の対応について

- (1) 協力会員は、利用会員とファミリー・サポート事務局（電話：046-266-2003）にそれぞれ連絡をして、対応を相談します。

- (2) 利用会員は、早急に迎えに行ってください。

※お子さんは不安な気持ちになっているため、利用会員は到着時間の目安を伝えて下さい。

- (3) 応急手当が必要な場合は、落ち着いて対処します。

- ・応急手当：消毒、止血、流水で冷やすなど
- ・痙攣・意識混濁時は、P.12を参照
- ・医師の指示がある場合は、その指示に従う

嘔吐時の対応

ノロウイルス等の感染拡大の可能性もあるため、適切な処理が必要です。

- ・お子さんが吐いたもので喉をつまらせないように横向きに寝かせ、嘔吐に驚いているお子さんを更に動揺させないように落ち着いて行動しましょう。
- ・窓を開け換気し、使い捨てビニール手袋を使い、嘔吐物をペーパータオルでふき取り、付着していた場所を消毒液（塩素系漂白剤）で浸すように拭きます。
- ・嘔吐物のついた洋服等は二重にビニール袋に入れ、ビニール袋ごと利用会員へ返してください。ゴミも二重にビニール袋に入れ、協力会員も丁寧に手洗いします。

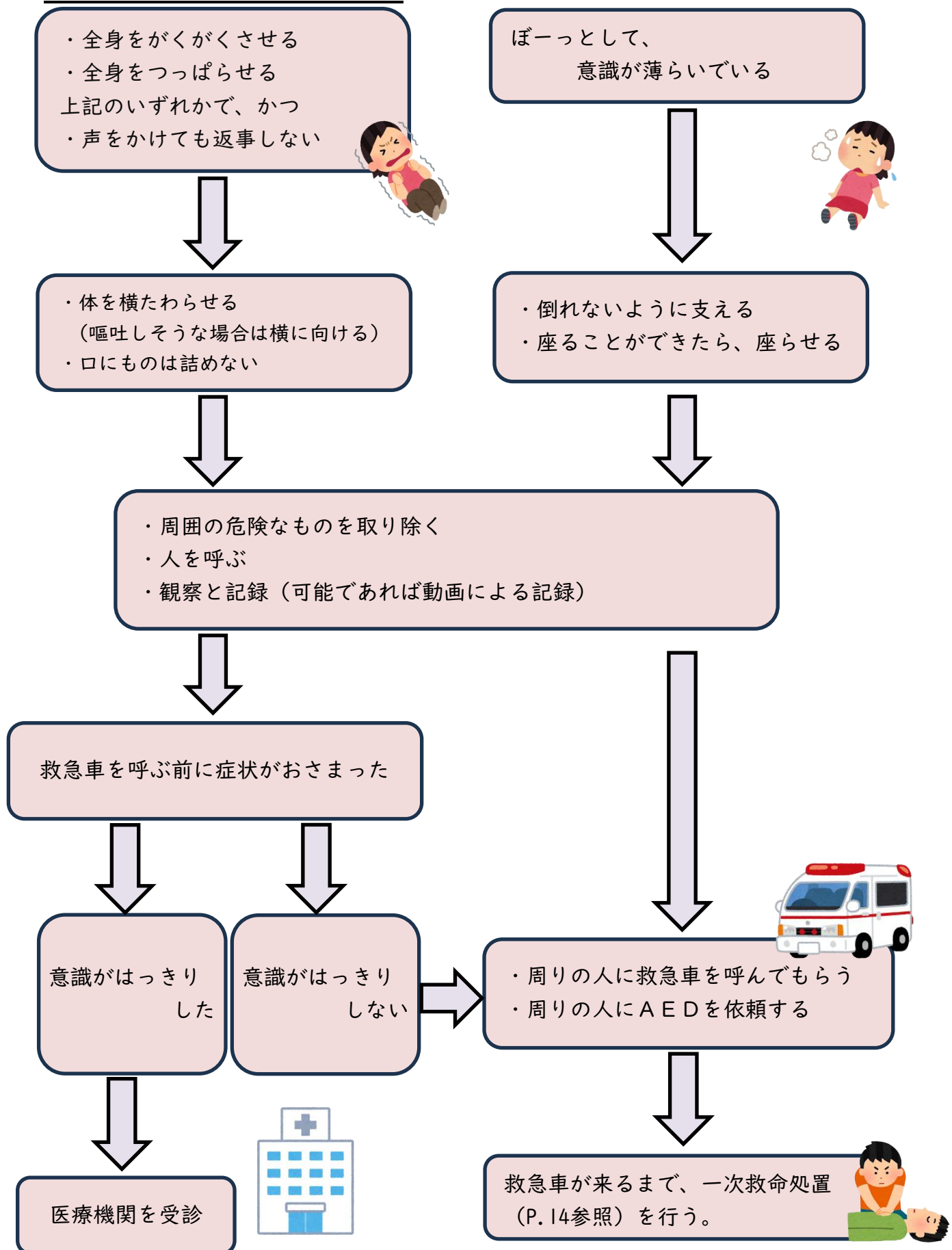
- (4) 急を要するケガや病気の場合、救急車を呼んでください。

（救急車の呼び方は、P.13を参照）

救急車を呼ぶ目安

- ・高熱や嘔吐、頭部強打でぐったりして意識がない、顔面蒼白、けいれんが続く。
- ・呼吸困難の症状が出ている。
- ・のどに物を詰まらせ、背中をたたいても取れない。
- ・洗剤や漂白剤の誤飲

② 痙攣・意識混濁時のフローチャート



③ 救急車の呼び方

(1) 「119番」通報をし、『救急』であることを伝える。

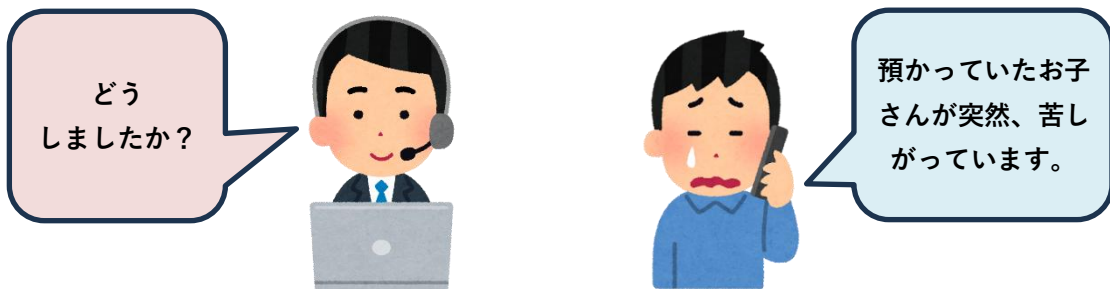


(2) 救急車に来てほしい場所を伝える。(大きな建物や目印になるものを伝える)



(3) 具合が悪いお子さんの症状・年齢・性別を伝える。

(具合が悪くなった経緯、意識、呼吸の現状を伝える)



(4) 協力会員の名前と連絡先を伝える

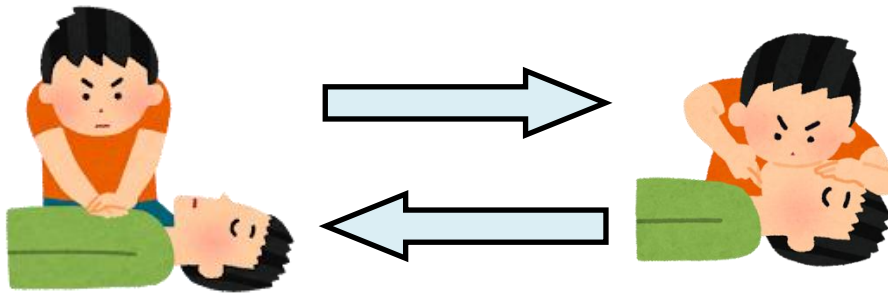


④ 一次救命処置 (BLS)

(1) あごを上げて、息ができるようにし(気道確保)、呼吸を確認する。

.....

(2) 心肺蘇生(胸骨圧迫30回と人工呼吸の交互実施)を行う。



胸骨圧迫のポイント

強く: 胸の厚さの1/3以上沈むくらい

速く: 少なくとも1分間に100回以上

絶え間なく: 圧迫の中断を最小限にする(交代して行えたら、交代しましょう)

.....

(3) AEDを持ってきた人に、電極パッドをつけてもらい、AEDを使用する。



(4) 救急車が到着するまで、(2)心肺蘇生の実施と(3)AEDの使用を交互に続ける。

⑤ 救急時の相談窓口

○●○お子さんの体調急変等に関する助言○●○

▶ かながわ小児救急ダイヤル

電話番号：050-3490-3742

(ダイヤル回線、IP電話、PHSなど市外局番が042のプッシュ回線の方)

電話番号：#8000

(携帯電話、市外局番が042以外のプッシュ回線の方)

受付時間：毎日午後6時～翌朝8時

○●○夜間や休日の応急処置○●○

▶ 休日急患センター(市民健康センター1階)

電話番号：046-255-9933

受付時間：夜間(月～金曜日の19時～21時45分、

土曜日・日曜日・祝日の18時～21時45分)

休日昼間(日曜日・祝日の9時～11時45分、14時～16時45分)

○●○急性中毒の手当○●○

▶ 日本中毒情報センター

電話番号：072-727-2499(大阪中毒110番)

電話番号：029-852-9999(つくば中毒110番)

受付時間：365日24時間

⑥安全チェックリスト

※利用会員もご自身のご自宅を一度確認しましょう。



安全チェックリスト

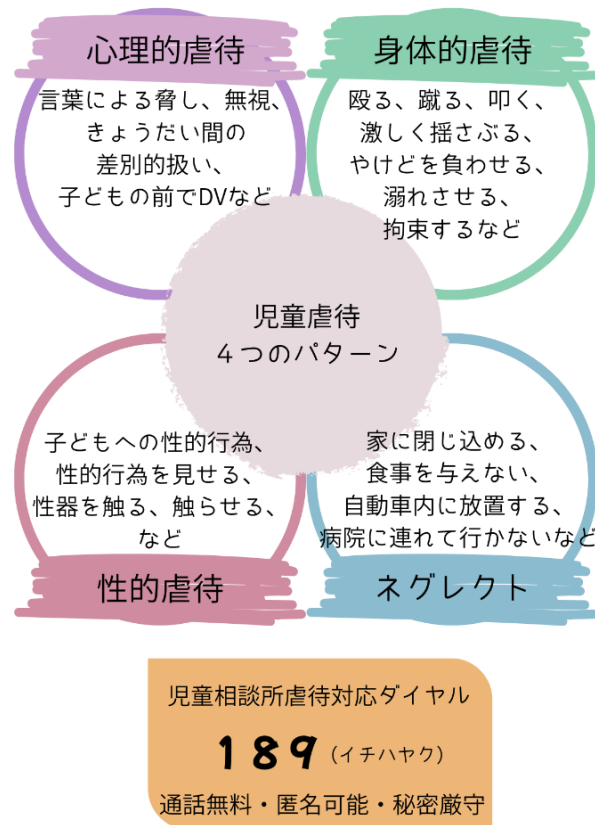


活動を始める前に、お子さんにとって危険な場所がないか、
このチェックリストを使って確認を行いましょう。

1. 火災や地震の際の避難場所を知っていますか。 ☐
2. 119番を呼ぶ際に必要となる情報（活動場所の住所、目印となる建物）について把握していますか。 ☐
3. 緊急連絡先（依頼会員、センター、かかりつけ医など）を控えていますか。 ☐
4. 階段や段差のあるところには、こどもが落ちないように対策がしてありますか。 ☐
5. ドアがバタンと閉まらないような対策がしてありますか。 ☐
6. たばこ、ライター、薬、化粧品、洗剤、刃物などをこどもの手の届かないところに置いていますか。 ☐
7. 硬貨、ピアスなどの小物、あめ玉、ピーナッツなどこどもが飲み込んでしまうようなものはこどもの手の届かないところに置いていますか。 ☐
8. ビニール袋やラップなどをこどもの手の届かないところに置いていますか。 ☐
9. 熱いお茶、ポット、鍋、アイロンなどをこどもの手の届かないところに置いていますか。 ☐
10. 反射式石油ストーブやファンヒーターなどは、こどもの手の届かないような対策がしてありますか。 ☐
11. 浴槽や洗濯機に水を溜めたままにしていますか。浴室に鍵をかけるなど、こどもが1人では中に入れないような対策がしてありますか。 ☐
12. こどもがベランダや窓から外に飛び出さないように踏み台となるような物を片づけましたか。1人で出ないように鍵をかけましたか。 ☐
13. こどもをベビーベッドなどの高いところに寝かせる場合、転落防止のための対策をとってありますか。 ☐
14. こどもの寝床にぬいぐるみやタオルなど、口や鼻をふさぐ危険があるものを置いていませんか。 ☐
15. ブラインドの紐はこどもが首をひっかけてしまわないように、こどもが届かない高さでくくってありますか。 ☐

11. 虐待の対応について

少しでも虐待や不適切な保育(※)の可能性を感じたら、児童相談所虐待対応ダイヤル(電話:189)とファミリー・サポート事務局(電話:046-266-2003)に連絡・相談してください。



不適切な保育

お子さんに罰を与えたり、乱暴な関わりをしたり、身体的・心理的に深い傷を負わせる保育のことを指します。

例: お子さんに不必要なほどの罰をあたえる
乱暴な言葉を使用する
意味もなく、大きな声で怒鳴る
置き去り、閉じ込め
たたく、蹴る など

12. 会員登録の取消、退会について

① 会員登録の取消

会則に違反する行為を行ったときや公序良俗に反する行為を行ったとき、会員の条件に該当しなくなったとき（例：利用会員のお子さんが中学校1年生になったとき）は、登録を取り消します。

② 退会の希望

ファミリー・サポート事務局（電話：046-266-2003）に退会希望の旨を御連絡ください。

③ 個人情報等の廃棄について

会員登録の取消や退会の場合は、「事前打合せ票」等の個人情報が記載された書類を裁断機（シュレッダー）により破棄するか、ファミリー・サポート事務局へ返却してください。

また、協力会員だった方は「会員証」をファミリー・サポート事務局に返却してください。

ファミリー・サポート事務局（社会福祉法人 座間市社会福祉協議会内）

所在地：〒252-0021

座間市緑ヶ丘一丁目2番1号 サニープレイス座間

電 話： 046-266-2003（月～金曜日 8:30～17:00）

F A X： 046-266-2009

E mail： fami-sapo2003@zamashakyo.jp

（※パソコンからの受信拒否設定は解除してください）

ファミリー・サポート事業会員規則

(名称)

第1条 本会は、ファミリー・サポート事業（以下「本事業」という。）を実施します。

(事務所)

第2条 本事業は、事務所を座間市緑ヶ丘一丁目2番1号（サニープレイス座間内）に置きます。

(目的)

第3条 地域において、育児の援助を行うことを希望する者と育児の援助を受けることを希望する者により構成される、会員相互間の援助活動を支援することを目的とする。

(業務)

第4条 本事業は、前条の目的を達成するため、次の業務を行います。

- (1) 会員募集、登録その他の会員組織化業務
- (2) 会員の援助活動の調整
- (3) 活動に必要な知識を会員に付与するための講習会関係業務
- (4) 会員同士の交流を深め情報交換の場を提供するための交流会関係業務
- (5) 会員及び関係機関との間の連絡調整業務
- (6) 会員等に対する広報業務
- (7) その他、前各号に付随する業務

(会員の種類)

第5条 利用会員は市内居住者とし、協力会員は原則として市内居住者であって、次に掲げる要件に該当する者とします。

- (1) 利用会員 原則として利用会員と同居している親族であって出産後3か月から小学校6年生までの乳児、幼児又は児童（以下「児童等」という。）のある者。
- (2) 協力会員 心身ともに健全で、この事業に対する理解と情熱を有し、第10条に定める本事業のサービスを提供する20歳以上の者。

(会員資格の取得)

第6条 前条第1号に規定する利用会員になろうとする者は、利用会員加入申込書により同条第2号の協力会員になろうとする者は、協力会員等加入申込書により社会福祉法人座間市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）承認を受けなければなりません。ただし、本人が申し込み困難な時は、親族等が代わって申し込むことができます。

- (1) 利用会員と協力会員はこれを兼ねることができます。
- (2) 利用会員になろうとする者は、利用会員加入申込書に原則として保護者以外の緊急連絡先を2人分記載しなければなりません。ただし、やむを得ない事情により記載が困難な場合は、会長にその旨を申し出るものとします。
- (3) 協力会員になろうとする者は、会長の実施する講習会を受講しなければなりません。
- (4) 協力会員には身分証明書を交付します。
- (5) 登録は、会員継続の意向を確認の上、年度ごとに更新します。

(6) 会員が自己の登録情報等の開示を求める場合は、別に定める情報開示請求書を提出し、会長に請求することができるものとします。

(保険)

第7条 会員は援助活動中の事故に備えるため、保険に一括して加入するものとします。ただし、車両を使用した活動に伴う事故（対人・対物事故、車両の損害等）については、協力会員の加入する自動車保険等により対応するものとします。

(会員資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員の資格を喪失します。

- (1) 会長に退会の申出をしたとき。
- (2) 市外へ転出したとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 会員としてふさわしくない行為があったとき。
- (5) 第5条に該当しなくなったとき。
- (6) 第9条に定める義務に違反したとき。
- (7) 偽り又は不正な手段により利用会員加入申込みをしたことが判明したとき。

2 協力会員は、その身分を喪失したときは、身分証明書を直ちに返還または破棄するものとします。

(会員の義務)

第9条 利用及び協力会員は、次の事項を守る義務を負います。

- (1) 会員は、事業を通じての知り得た秘密を他に漏らしてはなりません。また、会員でなくなった後も同様とします。個人情報保護に関しては社会福祉法人座間市社会福祉協議会の「個人情報保護規程」を順守するものとします。
- (2) 協力会員は、活動中に児童等に異常を認めたときは、その状況を的確に把握し適切な措置を講じるとともに、速やかに利用会員に連絡を取り、必要に応じて関係機関に連絡すること。
- (3) 協力会員は活動に従事するときは身分証明書を携帯し請求があるときはこれを提示すること。
- (4) 協力会員は児童虐待防止等に関する宣誓書を登録時及び年度更新時に会長に提出すること。
- (5) 活動に関しては会員間で交わした約束事項を守ること。
- (6) 活動中に宗教活動、政治活動、営業活動など不相当と認められる行為をしないこと。
- (7) 当会の信頼を失墜するような行為をしないこと。
- (8) 会員の登録内容に変更が生じたときは、速やかに本会に届けること。

(ファミリー・サポート事業内容)

第10条 本事業の活動範囲は市内とし、内容はおおむね次にあげるとおりとなります。

- (1) 保育所、幼稚園、小学校及び児童ホーム（以下「保育施設等」という。）の開始時間まで、又は終了後の一時預かり。
- (2) 保育施設等までの送迎。
- (3) (1)、(2)に掲げるもののほか、仕事と育児の両立のための必要な援助。
- (4) 利用時間は原則として午前6時30分から午後9時までの間必要と認められる時間。

- (5) 児童等を預かる場合は、協力会員の家庭において行います。ただし、特別の事情のある場合は、利用会員の家庭等で行うことができます。
- (6) 児童等の宿泊を伴うサービス及び病気の児童等には援助を行わないものとします。
- (7) 休日は原則として12月29日から1月3日とします。

(利用料等)

第11条 事業の提供を受けた者又はその者の属する世帯の生計中心者は、次に掲げる費用を負担します。

(1) 本事業の費用は利用会員と協力会員との間で行うものとし、その額は次のとおりです。

ア 30分当たり450円とする。ただし、児童扶養手当証又はひとり親医療証を取得している者（以下「母子・父子家庭等」という。）の場合は225円とする。

この場合において、当該証書の有効期間が更新された時は速やかに最新の証書の写しを会長に提出しなければならない。なお、その場合は提出月を有効期間とする。

イ 兄弟姉妹の対象児童等を預ける場合は、2人目からは30分当たり225円とし、母子・父子家庭等は110円とする。

ウ 対象児童等の食事（ミルク）、おやつ、おむつ、保育用具等は、原則として利用会員が用意します。なお、これらについて協力会員が費用を負担した場合は、利用会員が実費を支払うものとします。

エ 車両を使用した活動の依頼については、会長が計算した実費相当額を利用会員が支払うものとします。

2 利用会員がサービスの実施を取り消した場合は、次のとおり取消料を協力会員に支払うものとします。

- | | |
|-----------------------|---------|
| (1) サービス実施の1時間前までの取消し | 無 |
| (2) サービス実施前1時間未満の取消し | 30分の利用料 |
| (3) 無断取消し | 全額 |

(報酬金)

第12条 前条の利用料他、協力会員へは次に掲げる報酬金を会長より支払います。

(1) 30分当たり100円とする。ただし、母子・父子家庭等の場合は30分当たり325円。

(2) 兄弟姉妹の対象児童等を預かる場合は、2人目からは30分当たり50円。

ただし、母子・父子家庭等の場合は165円。

(3) 事前打ち合わせを行った際は事前打ち合わせ費用として実費相当額を支払うものとします。

2 利用会員がサービス実施を取り消した場合の協力会員に対する会長より支払われる報酬金は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------------|------------|
| (1) サービス実施の1時間前まで取消し | 無 |
| (2) サービス実施前1時間未満の取消し | 30分当たりの報酬金 |
| (3) 無断取消し | 全額に対する報酬金 |

（関係機関との連携）

第 13 条 会長は、座間市との連絡調整を十分に行い、事業を円滑に実施するものとします。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。